

## 船橋市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育所等を経営する者（以下「経営者」という。）に対し、保育士宿舎借り上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育士の雇用確保及び就業継続を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園又は法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、船橋市内に所在し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第29条第1項に規定する特定地域型保育を提供する日（土曜日を除く。）において、1日につき11時間以上の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うものをいう。

2 この要綱において「幼保連携型認定こども園」とは、認定こども園法第2条第7項に規定する認定こども園をいう。

3 この要綱において「地方裁量型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第1の3に規定する認定こども園をいう。

4 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる経営者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「事業実施者」という。）とする。

- (1) 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則（昭和54年船橋市規則第63号）第3条、船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第3条、船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第3条又は船橋市小規模保育事業運営費補助金交付

要綱第3条に規定する要件を満たす保育所等に勤務する保育士を居住させるための  
宿舎(事業実施者の利害関係者が所有するものを除く。以下「補助対象施設」という。)  
に係る賃貸借契約を締結していること。

(2) 次のアからオまでに該当する保育士(以下「補助対象保育士」という。)を雇用し、  
前号の補助対象施設に居住させていること。

ア 各月初日において、保育所等に勤務する常勤保育士であること。

イ 雇用が開始された日が属する会計年度から起算した年度の数が5を超えないこと。

ウ 過去1年以内に、他の事業者が運営する市内の保育所等での勤務実績がないこと。

エ イに規定する期間を除き、この要綱による補助を受けたことがないこと。

オ 住宅手当その他これに類する手当を支給されていないこと。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、前条第1号  
の賃貸借契約に要する費用で、賃借料(補助対象保育士を居住させている期間に係るも  
のに限る。)、共益費又は管理費、礼金、更新料その他市長が認める費用とする。

2 賃貸借契約時に支払った礼金及び更新料については、補助対象となった月から、補助  
対象となった月から当該年度末までの月数で除して得た額を、各月の補助対象費用に計  
上することができるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象費用とし、1,000円未満の端数があるときは、これ  
を切り捨てる。ただし、1戸当たり月額69,000円を限度とする。

2 事業実施者が、補助対象保育士から宿舎使用料等を徴収している場合は、当該使用料  
等の額を補助対象費用から控除するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助金交付対象者(以下「申請者」という。)は、  
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に、市長が必要と認める書類を添  
えて、別表に掲げる日までに、市長に申請しなければならない。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則(昭和54年船橋市規則第63号)  
第1号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第  
1号様式

(3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第1号様式

(4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第1号様式  
(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、申請者に通知するものとする。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第2号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第2号様式

(3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第2号様式

(4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第2号様式  
(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、すみやかに市長に請求しなければならない。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第3号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第3号様式

(3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第3号様式

(4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第3号様式  
(交付の時期)

第9条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(報告の義務)

第10条 前条の規定により交付を受けた申請者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める様式により、市長に報告しなければならない。

- (1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第4号様式
- (2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第4号様式
- (3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第4号様式
- (4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第4号様式

2 市長は、必要があると認められるときは、事業の執行の状況等に関し、申請者等から報告を求めることができる。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、申請者に通知する。

- (1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第5号様式
- (2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第5号様式
- (3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第5号様式
- (4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第5号様式

(交付決定の取消等)

第12条 偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。

(予算措置)

第14条 この要綱による補助金の交付は、国の補助事業を活用して行うため、当該補助事業が縮小され、中止され、又は廃止される場合には、当該事業を縮小し、中止し、又は廃止する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(令和6年度の補助金の特例)

2 令和6年度に限り、令和元年度から引き続き令和5年度において本事業の対象者であつて、令和6年度も引き続き本事業の対象となった者が、令和元年度から引き続き同じ宿舎に入居している場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「69,000円」とあるのは「82,000円」と読み替えるものとする。

3 令和6年度に限り、本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。

- ・ 保育所等に勤務する常勤保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え9年以内の者（令和6年3月31日時点において、令和3年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の施行の日において第3条第1号の賃貸借契約をすでに締結している場合であつて、当該賃貸借契約に係る施設に居住させる保育士の雇用が開始された日が属する会計年度から起算した年度の数が5を超え、かつ10を超えないときの改正後の第3条第2号イの規定の適用については、当該賃貸借契約の満了日又は平成31年9月30日のいずれか先に到来する日までに限り、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 令和3年3月31日までの間に限り、補助対象保育士のうち令和元年度において本事業の対象であった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合における補助金の額は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 令和3年3月31日までの間に限り、令和2年度に新たに本事業の対象となった補助対象保育士が、補助対象となった月から引き続き同じ宿舎に入居している場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「69,000円」とあるのは「82,000円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表

期別	申請期限
第1四半期（4．5．6月分）	7月15日
第2四半期（7．8．9月分）	10月15日
第3四半期（10．11．12月分）	1月15日
第4四半期（1．2．3月分）	3月31日